

令和8年度における建設コンサルタント業務等のプロポーザル方式 及び総合評価落札方式の実施方針

官庁営繕部においては、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）並びに同法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定。令和6年12月13日変更）及び「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ。令和7年2月3日改正）を踏まえるとともに、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成27年11月（令和5年3月一部改定））等を参考とし、今年度におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施方針を以下のとおり定め、官庁施設における建設コンサルタント業務等の品質確保の促進に努めるものとする。

1. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の適用

1-1. プロポーザル方式

(1) プロポーザル方式とは

プロポーザル方式とは、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、技術的に最適な者を特定する方式である。

(2) プロポーザル方式の適用

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。

特定段階における評価基準及び得点配分の設定例は、別紙1及び別紙2による。

1-2. 総合評価落札方式

(1) 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、価格と価格以外の要素（品質等）を総合的に評価して落札者を決定する方式である。

(2) 総合評価落札方式の適用

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。

価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の

申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行うこととし、入札段階における評価基準及び得点配分の設定例は、別紙3、別紙4、別紙5及び別紙6による。

2. プロポーザル方式及び総合評価落札方式の適用区分等

(1) プロポーザル方式（公募型、簡易公募型、標準）の適用区分

① 公募型プロポーザル方式

政府調達協定対象業務^{※1}で9,000万円^{※2}以上のものを対象とする。

② 簡易公募型プロポーザル方式

政府調達協定対象業務^{※1}で5,000万円以上9,000万円^{※2}未満のものを対象とする。

③ 標準プロポーザル方式

①②以外の業務を対象とする。ただし、一層の透明性及び競争性を確保する観点から、業務の規模、内容等を勘案し、簡易公募型プロポーザル方式によるよう努めるものとする。

※1：政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）附属書I日本国の付表5に掲げるサービス（付表5に関する注釈3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係るものをいう。

※2：国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める額が変更された場合は、これによることとする。

(2) 総合評価落札方式（標準型又は簡易型）の概要及び適用区分

総合評価落札方式を選定した場合において、当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに関する技術提案を求めることによって、品質向上を期待できる業務の場合は、標準型の総合評価落札方式を選定し、実施方針以外に評価テーマに関する技術提案を求めない場合は、簡易型の総合評価落札方式を選定する。

① 標準型

標準型においては、業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格との総合評価を行う。なお、評価テーマの数が1つの場合は、価格と技術の評価に関する配点の比率を1:2、2つ以上の場合は、価格と技術の評価に関する配点の比率を1:3とする。

なお、評価テーマ数が1つの場合であっても、当該評価テーマが、当該業務の成果品や対象とする構造物の築造等の品質確保に大きな影響を及ぼすものについては、配点比率を1:3とすることも可能とする。

② 簡易型

簡易型においては、技術提案として、当該業務の実施方針の提出を求め、価格との総合評価を行う。価格と技術の評価に関する配点の比率を原則

1:1とし、業務の難易度に応じて限定的に1:2を用いることも可能とする。

(3) 履行確実性評価型総合評価落札方式の試行

総合評価落札方式で発注した低入札業務においては、技術提案の内容が適正に履行されないおそれがあることから、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。具体的には、ヒアリング結果から得られた「履行確実性度（評価 1.0 ～ 0）」を技術提案評価点に乗じて評価する。

総合評価落札方式により行われる業務であって、予定価格が 1,000 万円を超えるものにおいて試行する。

3. 総合評価（落札者の決定）の方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。ただし、加算方式以外の方法を用いる場合は財務大臣協議を行う。

〔加算方式〕（図 1 参照）

① 評価値の算出方法

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

② 価格評価点の設定の考え方と算出方法

- ・ 技術評価点の満点を 60 点とし、価格評価点の配分点を 2. (2) の配点比率に応じ、20 点、30 点又は 60 点とする。
- ・ 価格評価点は、以下の計算式により算出する。

価格評価点 = [価格評価点の配分点] × (1 - 入札価格 / 予定価格)

③ 技術評価点の算出方法

技術評価点は、以下の計算式により算出する。

技術評価点 = 60 点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

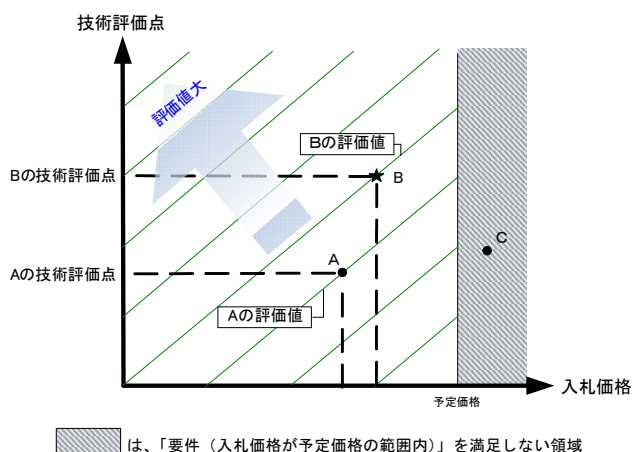


図 1 落札者の決定方法（加算方式）

4. 評価内容の担保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）において、契約の相手方として特定された者又は落札決定を受けた者が行った実施方針及び評価テーマに係る技術提案の内容を、適切に契約条件として反映するものとする。

（1）プロポーザル方式における評価内容の担保方法

①技術提案の特記仕様書への反映の徹底

プロポーザル方式で特定された技術提案書の内容については、当該業務の特記仕様書に適切に反映するものとする。

反映する内容としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

- ・ 特定した技術提案において、他者と比較して優位だった内容
- ・ 特定した技術提案に記載されている、当初予定していた検討項目に関する具体的な調査手法、新技術等
- ・ 特定された技術提案に記載されている新たな追加検討項目

また、特定後に技術提案を反映しやすいように、手続き前の特記仕様書案の記載を工夫することが考えられる。

（特記仕様書案の記載例）

○○○○○○○○○について調査する。なお、具体的な調査手法については、プロポーザル方式の手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて決定するものとする。

②反映内容の担保

特記仕様書に反映された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

（2）総合評価落札方式（標準型及び簡易型）における評価内容の担保方法

①契約書における明記

総合評価落札方式で落札者を決定した場合は、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

契約書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容ととらえて加点を行わなかった内容も含めるものとする。

②評価内容の担保

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

5. 中立かつ公平な審査・評価の確保

プロポーザル方式及び総合評価落札方式（標準型及び簡易型）の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

6. 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、選定・特定（プロポーザル方式）、指名・入札（総合評価落札方式）の評価に関する基準、特定方法（プロポーザル方式）や落札者の決定方法（総合評価落札方式）については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

また、技術提案提出者や入札者の提示した技術評価点について記録し、プロポーザル方式においては特定後、総合評価落札方式においては契約後、速やかに公表する。

プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び得点配分の設定例

＜調査検討業務の場合を除く＞

- ① 評価のウェイトの設定における、評価項目の「資格及び技術力」(客観点)と「業務実施方針及び手法」(主観点)の割合は、35:65を原則とする。
- ② 「同種又は類似業務の実績」、「成績評価」及び「表彰の受賞実績」のウェイトの範囲内で、各技術者の配点については業務内容に応じて適宜設定する。その場合、それぞれの各技術者の配点比率は同一とすることを原則とする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		評価方法	
	判断基準			小計		
資格	専門分野の技術者資格	主任担当技術者	総合	2.0	各技術者について、保有資格が資格評価表(※1)の①～③のいずれであるかにより評価点(1.0～0.2)を決定し、ウェイトを乗じる。 ①に該当する資格→1.0 ②に該当する資格→0.4 ③に該当する資格→0.2 × ウェイト	
			構造	1.0		
			電気	1.0		
			機械	1.0		
技術力	平成23年4月1日から参加表明書提出日まで(※2)に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績(実績の有無、携わった立場) 【注1:海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること】	管理技術者		5.6	技術者ごとの実績に(a)同種・類似の別による評価点、(b)当該業務における立場(管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はそれぞれに準じる立場)の別による評価点(1.0～0.25)を決定しウェイトを乗じる。 ○今回業務において管理技術者の場合 (a)実績が × (b)立場が 同種業務→1.0 管理技術者 →1.0 類似業務→0.5 主任担当技術者→0.5 担当技術者 →0.25 × ウェイト ○今回業務において主任担当技術者の場合 (a)実績が × (b)立場が 同種業務→1.0 管理技術者 →1.0 類似業務→0.5 主任担当技術者→1.0 担当技術者 →0.5 × ウェイト	
		主任担当技術者	総合	4.2		
			構造	1.4		
			電気	1.4		
			機械	1.4		
		管理技術者		2.4		技術者ごとに、当該技術者が管理技術者又は主任担当技術者として携わった業務の業務評定点の平均により評価点(1.0～1.0)を決定し、ウェイトを乗じる。 ① 業務成績が80点以上 → 1.0 ② 業務成績が75点以上80点未満 → 0.5 ③ 業務成績が70点以上75点未満 → 0.25 ④ 業務成績が65点以上70点未満 → 0 ⑤ 業務成績が65点未満 → -1.0 ⑥ 業務実績がない → 0 × ウェイト
		主任担当技術者	総合	1.8		
			構造	0.6		
電気	0.6					
機械	0.6					
管理技術者		1.2	技術者ごとの実績に(a)表彰実績評価表による評価点(1.0～0.5)、(b)当該業務における立場(管理技術者、主任担当技術者)の別による評価点(1.0～0.5)を決定し、ウェイトを乗じる。 ○今回業務において管理技術者の場合 (a)実績が × (b)立場が ①に該当する実績→1.0 管理技術者 →1.0 ②に該当する実績→0.5 主任担当技術者→0.5 (主たる分担業務分野での実績に限る) × ウェイト ○今回業務において主任担当技術者の場合 (a)実績が × (b)立場が ①に該当する実績→1.0 管理技術者 →1.0 ②に該当する実績→0.5 主任担当技術者→1.0 (今回業務の主任担当技術者と分担業務分野が同等のものを含む実績に限る) × ウェイト			
主任担当技術者	総合	0.9				
	構造	0.3				
	電気	0.3				
	機械	0.3				
CPD取得単位の状況	管理技術者	主任担当技術者			1.4	各技術者について「建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度」の「官庁営繕部指定の実績証明書」により確認できたCPD取得単位の合計により評価点(1.0～0.0)を決定しウェイトを乗じる。 40単位以上 →1.0 20単位以上40単位未満→0.7 10単位以上20単位未満→0.3 10単位未満 →0.0 × ウェイト
		主任担当技術者		総合	1.4	
				構造	1.4	
			電気	1.4		
		機械	1.4			

業務実施方針及び手法(※4)(評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8.0	65.0	技術提案書の内容及びヒアリングの結果から各選定委員が5段階で評価した平均により評価点(1.0~0.0)を決定し、ウェイトを乗じる。 ○業務の理解度・取組意欲 極めて良好 →1.0 良好 →0.8 普通 →0.6 やや不十分 →0.4 不十分 →0.0 → $\frac{\text{委員合計}}{\text{委員数}} \times \text{ウェイト}$
	業務の実施方針	業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の考慮事項等(評価テーマに対する内容を除く。)についての確性、獨創性、実現性等を総合的に評価する。	12.0		
	評価テーマに対する技術提案	① 技術提案について、的確性(与条件との整合が取れているか等)、 ② 獨創性(工学的知見に基づく獨創的な提案がされているか等)、 ③ 実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。	①15.0 ②15.0 ③15.0		
その他	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。		0.5 ※共同企業体は代表者又は構成員のいずれかが認定を受けている場合	0.5	以下のいずれかの認定を受けている場合は、加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるほし・えるほし認定企業) ○次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)認定企業) ○若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)
合 計				100.5	

※

1 資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格
総合・構造	①一級建築士 ②二級建築士 ③その他の資格
電気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②1級電気工事施工管理技術士、電気主任技術者 ③2級電気工事施工管理技術士、その他の資格
機械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②1級管工事施工管理技術士 ③2級管工事施工管理技術士、その他の資格

※2 当該期間に、産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。

※3 優良業務表彰等

優良業務表彰(発注業務に対するもの。従事した全ての管理・主任担当技術者が評価の対象)

発注機関		評価対象とする表彰
		表彰主体
①	国土交通省大臣官房官庁営繕部	官庁営繕部長
②	国土交通省北海道開発局 国土交通省東北地方整備局 国土交通省関東地方整備局 国土交通省北陸地方整備局 国土交通省中部地方整備局 国土交通省近畿地方整備局 国土交通省中国地方整備局 国土交通省四国地方整備局 国土交通省九州地方整備局 内閣府沖縄総合事務局	局長、部長、整備課長、保全指導・監督室長、事務所長 局長、部長、事務所長

優秀技術者表彰

発注機関		評価対象とする表彰
		表彰主体
①	国土交通省大臣官房官庁営繕部	官庁営繕部長
②	国土交通省北海道開発局	

国土交通省東北地方整備局	局長、部長、整備課長、保全指導・監督室長、事務所長
国土交通省関東地方整備局	
国土交通省北陸地方整備局	
国土交通省中部地方整備局	
国土交通省近畿地方整備局	
国土交通省中国地方整備局	
国土交通省四国地方整備局	
国土交通省九州地方整備局	
内閣府沖縄総合事務局	

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者表彰

表彰主体	評価対象とする表彰
① 国土交通省	国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞

「インフラDX大賞（令和3年度以前は「i-Construction大賞）」における「工事・業務部門」の受賞

表彰主体	評価対象とする表彰
① 国土交通省	国土交通大臣賞、優秀賞

※4 「業務の理解度及び取組意欲」、「業務の実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」の各提案のいずれかにおいて、全ての委員が0点の評価がある者は特定しない。

また、「業務の理解度及び取組意欲」、「業務の実施方針」及び「評価テーマに対する技術提案」の各提案の全てにおいて、採点を行った委員の評価点の平均が0.4未満の者は特定しない。

プロポーザル方式の特定段階における評価基準及び得点配分の設定例

＜調査検討業務の場合＞

- ① 評価のウェイトにおいて、評価項目の「資格及び技術力」（客観点）と「業務実施方針及び手法」（主観点）の割合は、27：70を原則とする。
- ② 当該案件の業務特性を考慮し、各担当者の評価のウェイトを設定する。
- ③ 選定段階の評価項目は「資格」、「同種又は類似業務の実績」、「成績評価」とし、評価のウェイトは特定段階の当該評価項目のウェイトと同一とする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		評価方法			
			判断基準	小計				
資格	管理担当者及び主任担当者の資格	管理担当者	2.0	6.0	管理担当者及び主任担当者について、資格の内容を資格評価表（業務内容に応じ設定する）の①～③のいずれかであるかにより評価点(1.0～0.2)を決定し、ウェイトを乗じる。 ①に該当する資格→1.0 ②に該当する資格→0.4 ③に該当する資格→0.2			
		主任担当者	分担業務①			2.0		
			分担業務②			2.0		
技術力	平成23年4月1日から参加表明書提出日まで（※1）に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（実績の有無、携わった立場） 【注1：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること】	管理担当者	6.0	12.0	管理担当者及び主任担当者ごとの業務経験に(イ)同種又は類似による評価点(1.0)、(ロ)携わった立場(管理担当者、主任担当者、担当者又はそれぞれに準じる立場)の別による評価点(1.0～0.25)を決定し、ウェイトを乗じる。ただし、同種と類似の評価点に差をつけることが適切と考えられる場合は、それぞれの評価点を(1.0)、(0.5)とすることができるものとする。 ○管理担当者の場合 (イ)実績が同種業務又は類似業務 →1.0 ×(ロ)立場が管理担当者 →1.0 主任担当者 →0.5 担当者 →0.25 × ウェイト ○主任担当者の場合 (イ)実績が同種業務又は類似業務 →1.0 ×(ロ)立場が管理担当者 →1.0 主任担当者 →1.0 担当者 →0.5 × ウェイト			
		主任担当者	分担業務①			3.0		
			分担業務②			3.0		
		令和3年4月1日から令和8年3月31日までに（※1）に契約履行が完了した国土交通省等発注の調査検討業務（※2）の成績評価（複数の実績がある場合は、各実績の業務評価点の平均）	管理担当者			3.0	6.0	管理担当者及び主任担当者ごとに、管理担当者又は主任担当者として携わった業務の業務評価点の平均により評価点(1.0～1.0)を決定し、ウェイトを乗じる。 ① 業務成績が80点以上 → 1.0 ② 業務成績が75点以上80点未満 → 0.5 ③ 業務成績が70点以上75点未満 → 0.25 ④ 業務成績が65点以上70点未満 → 0 ⑤ 業務成績が65点未満 → -1.0 ⑥ 業務実績がない → 0 × ウェイト
			主任担当者			1.5		
令和3年4月1日から令和8年3月31日までに（※1）に契約履行が完了した業務における、以下の表彰の受賞実績（評価対象等は※3を参照） ・優良業務表彰または優秀技術者表彰（国土交通省等発注の調査検討業務（※2）に限る） ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者表彰 ・「インフラDX大賞（令和3年度以前は「i-Construction大賞）」における「工事・業務部門」の受賞	管理担当者	1.4	3.0	担当者ごとの実績に(a)表彰実績評価表による評価点(1.0～0.5)、(b)当該業務における立場(管理担当者、主任担当者)の別による評価点(1.0～0.5)を決定し、ウェイトを乗じる。 ○今回業務において管理担当者の場合 (a)実績が ①に該当する実績→1.0 ②に該当する実績→0.5 ×(b)立場が 管理担当者 →1.0 主任担当者 →0.5 (主たる分担業務分野での実績に限る) × ウェイト ○今回業務において主任担当者の場合 (a)実績が ①に該当する実績→1.0 ②に該当する実績→0.5 ×(b)立場が 管理担当者 →1.0 主任担当者 →1.0 (今回業務の主任担当者とは分担業務分野が同等のものを含む実績に限る) × ウェイト				
	主任担当者	分担業務①			0.8			
		分担業務②			0.8			
業務実施方針及び手法（※4）（評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。）	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	10.0	10.0	技術提案書の内容及びヒアリングの結果から各選定委員が5段階で評価した平均により評価点(1.0～0.0)を決定し、ウェイトを乗じる。 ○業務の理解度・取組意欲 極めて良好 →1.0 良好 →0.8 普通 →0.6 やや不十分 →0.4 不十分 →0.0 → 委員合計 / 委員数 × ウェイト			
	業務の実施方針	業務への取組体制、特に重視する業務上の考慮事項等について（ただし評価テーマに対する内容を除く）、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	10.0					
	評価テーマ	① 評価テーマについて、その的確性	①25.0					

総合評価落札方式（標準型）の入札段階における評価基準及び得点配分の設定例
 <調査検討業務の場合を除く>

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		評価方法	
	判断基準		小計			
資格	専門分野の技術者資格	主任担当技術者	総合・建築	2.0	5.0	各技術者について、保有資格が資格評価表（※1）の①～③のいずれであるかにより評価点(1.0～0.2)を決定し、ウェイトを乗じる。 ①に該当する資格→1.0 ②に該当する資格→0.4 × ウェイト ③に該当する資格→0.2
			構造	1.0		
			電気	1.0		
			機械	1.0		
技術力	平成23年4月1日から申請書及び資料の提出日（令和○年○月○日）まで（※2）に契約履行が完了した業務の同種又は類似業務の実績(実績の有無、携わった立場) 【注1：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること】	管理技術者		5.6	14.0	技術者ごとの実績について(a)同種・類似の別による評価点、(b)当該業務における立場(管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はそれぞれに準じる立場)の別による評価点(1.0～0.25)を決定し、ウェイトを乗じる。 ○今回業務において管理技術者の場合 (a)実績が × (b)立場が × ウェイト 同種業務→1.0 管理技術者 →1.0 類似業務→0.5 主任担当技術者→0.5 担当技術者 →0.25 ○今回業務において主任担当技術者の場合 (a)実績が × (b)立場が × ウェイト 同種業務→1.0 管理技術者 →1.0 類似業務→0.5 主任担当技術者→1.0 担当技術者 →0.5
		主任担当技術者	総合・建築	4.2		
			構造	1.4		
			電気	1.4		
			機械	1.4		
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（※2）に契約履行が完了した国土交通省等発注の工事監理業務（業務成績の相互利用機関と適用対象）の成績評価（複数の実績がある場合は、業務評定点の平均）	管理技術者		2.4	6.0	技術者ごとに、当該技術者が管理技術者又は主任担当技術者として携わった業務の業務評定点の平均により評価点(1.0～1.0)を決定し、ウェイトを乗じる。 ① 業務成績が80点以上 → 1.0 ② 業務成績が75点以上80点未満 → 0.5 ③ 業務成績が70点以上75点未満 → 0.25 ④ 業務成績が65点以上70点未満 → 0 ⑤ 業務成績が65点未満 →1.0 ⑥ 業務実績がない → 0 × ウェイト	
	主任担当技術者	総合・建築	1.8			
		構造	0.6			
		電気	0.6			
		機械	0.6			
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（※2）に契約履行が完了した業務における、以下の表彰の受賞実績（表彰対象等は※3を参照） ・優良業務表彰または優秀技術者表彰（建築関係の工事監理業務に限る） ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者表彰 ・「インフラDX大賞（令和3年度以前は「i-Construction大賞）」における「工事・業務部門」の受賞	管理技術者		1.2	3.0	技術者ごとの実績に(a)表彰実績評価表による評価点(1.0～0.5)、(b)当該業務における立場(管理技術者、主任担当技術者)の別による評価点(1.0～0.5)を決定し、ウェイトを乗じる。 ○今回業務において管理技術者の場合 (a)実績が × (b)立場が × ウェイト ①に該当する実績→1.0 管理技術者 →1.0 ②に該当する実績→0.5 主任担当技術者→0.5 (主たる分担業務分野での実績に限る。) ○今回業務において主任担当技術者の場合 (a)実績が × (b)立場が × ウェイト ①に該当する実績→1.0 管理技術者 →1.0 ②に該当する実績→0.5 主任担当技術者→1.0 (今回業務の主任担当技術者と分担業務分野が同等のものを含む実績に限る。) × ウェイト	
	主任担当技術者 (主たる分担業務分野のみ)	総合・建築	0.9			
		構造	0.3			
		電気	0.3			
		機械	0.3			
CPD取得単位の状況	管理技術者		1.4	7.0	各技術者について「建築CPD（継続能力/職能開発）情報提供制度」の「官庁営繕部指定の実績証明書」により確認できたCPD取得単位の合計により評価点(1.0～0.0)を決定しウェイトを乗じる。 40単位以上 →1.0 20単位以上40単位未満→0.7 × ウェイト 10単位以上20単位未満→0.3 10単位未満 →0.0	
	主任担当技術者	総合・建築	1.4			
		構造	1.4			
		電気	1.4			
		機械	1.4			

業務実施方針及び手法(評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8.0	50.0	技術提案書の内容及びヒアリングの結果から各選定委員が5段階で評価した平均により評価点(1.0~0.0)を決定し、ウェイトを乗じる。 ○業務の理解度・取組意欲 <table border="1"> <tr><td>極めて良好</td><td>→1.0</td></tr> <tr><td>良好</td><td>→0.8</td></tr> <tr><td>普通</td><td>→0.6</td></tr> <tr><td>やや不十分</td><td>→0.4</td></tr> <tr><td>不十分</td><td>→0.0</td></tr> </table> $\frac{\text{委員合計}}{\text{委員数}} \times \text{ウェイト}$	極めて良好	→1.0	良好	→0.8	普通	→0.6	やや不十分	→0.4	不十分	→0.0
	極めて良好	→1.0													
	良好	→0.8													
普通	→0.6														
やや不十分	→0.4														
不十分	→0.0														
業務の実施方針	業務への取組体制、チームの特徴、特に重視する業務上の考慮事項等についての確信、獨創性、実現性等を総合的に評価する。	12.0													
評価テーマに対する技術提案	① テーマについて、その的確性(与条件との整合が取れているか等)、獨創性(工学的知見に基づく獨創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。	30.0													
賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等	3.0	3.0	以下のいずれかに該当する場合は、加点する。 (1) 令和8年度4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年【対象案件の契約予定日が令和9年1月以降となる場合は令和9年とする】(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業※1】 (2) 令和8年度4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年【対象案件の契約予定日が令和9年1月以降となる場合は令和9年とする】(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等※1】 ※1「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」は「中小企業等」以外の者のことをいう。											
	賃上げ基準に達していない場合等	-4.0			前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を意図的に逸脱したとして、別途、契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、本入札に参加した場合は、減点する。										
その他	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。	0.5 ※共同企業体は代表又は構成員のいずれかが認定を受けている場合	0.5	以下のいずれかの認定を受けている場合は、加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ○次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) ○若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)											
合 計			88.5												

(工事監理業務の場合の設定例)

※1 資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格
総合・構造	①一級建築士 ②二級建築士 ③その他の資格
電気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②1級電気工事施工管理技士、電気主任技術者 ③2級電気工事施工管理技士、その他の資格
機械	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②1級管工事施工管理技士 ③2級管工事施工管理技士、その他の資格

※2 当該期間に、産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。

※3 優良業務表彰等

優良業務表彰(発注業務に対するもの。従事した全ての管理・主任担当技術者が評価の対象)

発注機関		評価対象とする表彰
		表彰主体
①	国土交通省大臣官房官庁営繕部	官庁営繕部長
②	国土交通省北海道開発局	

国土交通省東北地方整備局	局長、部長、整備課長、保全指導・監督室長、事務所長
国土交通省関東地方整備局	
国土交通省北陸地方整備局	
国土交通省中部地方整備局	
国土交通省近畿地方整備局	
国土交通省中国地方整備局	
国土交通省四国地方整備局	
国土交通省九州地方整備局	
内閣府沖縄総合事務局	

優秀技術者表彰

発注機関		評価対象とする表彰
		表彰主体
①	国土交通省大臣官房官庁営繕部	官庁営繕部長
②	国土交通省北海道開発局 国土交通省東北地方整備局 国土交通省関東地方整備局 国土交通省北陸地方整備局 国土交通省中部地方整備局 国土交通省近畿地方整備局 国土交通省中国地方整備局 国土交通省四国地方整備局 国土交通省九州地方整備局 内閣府沖縄総合事務局	局長、部長、整備課長、保全指導・監督室長、事務所長 局長、部長、事務所長

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者表彰

表彰主体	評価対象とする表彰
① 国土交通省	国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞

「インフラDX大賞（令和3年度以前は「i-Construction大賞）」における「工事・業務部門」の受賞

表彰主体	評価対象とする表彰
① 国土交通省	国土交通大臣賞、優秀賞

（注1）評価のウェイトは、「資格、技術力」：「業務実施方針、技術提案」を概ね35:50を目安に適宜設定する。

総合評価落札方式(簡易型)の入札段階における評価基準及び得点配分の設定例

<調査検討業務、敷地調査業務の場合を除く>

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		評価方法		
	判断基準			小計			
資格	専門分野の技術者資格	主任担当技術者	総合・建築	2.0	5.0	各技術者について、保有資格が資格評価表(※1)の①～③のいずれであるかにより評価点(1.0～0.2)を決定し、ウェイトを乗じる。 ①に該当する資格→1.0 ②に該当する資格→0.4 ③に該当する資格→0.2 × ウェイト	
			構造	1.0			
			電気	1.0			
			機械	1.0			
技術力	平成23年4月1日から申請書及び資料の提出日(令和〇年〇月〇日)まで(※2)に契約履行が完了した業務の同種又は類似業務の実績(実績の有無、携わった立場) 【注1:海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること】	管理技術者		5.6	技術者ごとの実績について(a)同種・類似の別による評価点、(b)当該業務における立場(管理技術者、主任担当技術者、担当技術者又はそれぞれに準じる立場)の別による評価点(1.0～0.25)を決定し、ウェイトを乗じる。 ○今回業務において管理技術者の場合 (a)実績が × (b)立場が 同種業務→1.0 管理技術者 →1.0 類似業務→0.5 主任担当技術者→0.5 担当技術者 →0.25 × ウェイト ○今回業務において主任担当技術者の場合 (a)実績が × (b)立場が 同種業務→1.0 管理技術者 →1.0 類似業務→0.5 主任担当技術者→1.0 担当技術者 →0.5 × ウェイト		
		主任担当技術者	総合・建築	4.2			
			構造	1.4			
			電気	1.4			
			機械	1.4			
	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(※2)に契約履行が完了した国土交通省等発注の工事監理業務(業務成績の相互利用機関と適用対象)の成績評価(複数の実績がある場合は、業務評定点の平均)	管理技術者		2.4		6.0	技術者ごとに、当該技術者が管理技術者又は主任担当技術者として携わった業務の業務評定点の平均により評価点(1.0～1.0)を決定し、ウェイトを乗じる。 ① 業務成績が80点以上 → 1.0 ② 業務成績が75点以上80点未満 → 0.5 ③ 業務成績が70点以上75点未満 → 0.25 ④ 業務成績が65点以上70点未満 → 0 ⑤ 業務成績が65点未満 → -1.0 ⑥ 業務実績がない → 0 × ウェイト
		主任担当技術者	総合・建築	1.8			
			構造	0.6			
			電気	0.6			
			機械	0.6			
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(※2)に契約履行が完了した業務における、以下の表彰の受賞実績(評価対象等は※3を参照) ・優良業務表彰または優秀技術者表彰(建築関係の工事監理業務に限る) ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者表彰 ・「インフラDX大賞(令和3年度以前は「i-Construction大賞」)における「工事・業務部門」の受賞	管理技術者		1.2	3.0	技術者ごとの実績に(a)表彰実績評価表による評価点(1.0～0.5)、(b)当該業務における立場(管理技術者、主任担当技術者)の別による評価点(1.0～0.5)を決定し、ウェイトを乗じる。 ○今回業務において管理技術者の場合 (a)実績が × (b)立場が ①に該当する実績→1.0 管理技術者 →1.0 ②に該当する実績→0.5 主任担当技術者→0.5 (主たる分担業務分野での実績に限る。) × ウェイト ○今回業務において主任担当技術者の場合 (a)実績が × (b)立場が ①に該当する実績→1.0 管理技術者 →1.0 ②に該当する実績→0.5 主任担当技術者→1.0 (今回業務の主任担当技術者と分担業務分野が同一のものを含む実績に限る。) × ウェイト		
	主任担当技術者	総合・建築	0.9				
		構造	0.3				
		電気	0.3				
		機械	0.3				
CPD取得単位の状況	管理技術者		1.4	7.0	各技術者について「建築CPD(継続能力/職能開発)情報提供制度」の「官庁管轄部指定の実績証明書」により確認できたCPD取得単位の合計により評価点(1.0～0.0)を決定しウェイトを乗じる。 40単位以上 →1.0 20単位以上40単位未満→0.7 10単位以上20単位未満→0.3 10単位未満 →0.0 × ウェイト		
	主任担当技術者	総合・建築	1.4				
		構造	1.4				
		電気	1.4				
		機械	1.4				

業務実施方針及び手法(評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)※4	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。	8.0	20.0	技術提案書内容及びヒアリングの結果から各選定委員が5段階で評価した平均により評価点(1.0~0.0)を決定し、ウェイトを乗じる。 ○業務の理解度・取組意欲 ○業務の実施方針 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>極めて良好</td><td>→1.0</td></tr> <tr><td>良好</td><td>→0.8</td></tr> <tr><td>普通</td><td>→0.6</td></tr> <tr><td>やや不十分</td><td>→0.4</td></tr> <tr><td>不十分</td><td>→0.0</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>極めて高い</td><td>→1.0</td></tr> <tr><td>高い</td><td>→0.8</td></tr> <tr><td>普通</td><td>→0.6</td></tr> <tr><td>やや低い</td><td>→0.4</td></tr> <tr><td>低い</td><td>→0.0</td></tr> </table> $\frac{\text{委員合計}}{\text{委員数}} \times \text{ウェイト}$	極めて良好	→1.0	良好	→0.8	普通	→0.6	やや不十分	→0.4	不十分	→0.0	極めて高い	→1.0	高い	→0.8	普通	→0.6	やや低い	→0.4	低い	→0.0
	極めて良好	→1.0																							
良好	→0.8																								
普通	→0.6																								
やや不十分	→0.4																								
不十分	→0.0																								
極めて高い	→1.0																								
高い	→0.8																								
普通	→0.6																								
やや低い	→0.4																								
低い	→0.0																								
業務の実施方針	業務への取組体制、チームの特徴、特に重視する業務上の考慮事項等についての確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。	12.0																							
賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等	2.0	2.0	以下のいずれかに該当する場合は、加点する。 (1) 令和8年度4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年【対象案件の契約予定日が令和9年1月以降となる場合は令和9年とする】(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業※1】 (2) 令和8年度4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年【対象案件の契約予定日が令和9年1月以降となる場合は令和9年とする】(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等※1】 ※1「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」は「中小企業等」以外の者のことをいう。																					
	賃上げ基準に達していない場合等	-3.0			前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を意図的に逸脱したとして、別途、契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、本入札に参加した場合は、減点する。																				
その他	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。	0.5 ※共同企業体は代表又は構成員のいずれかが認定を受けている場合	0.5	以下のいずれかの認定を受けている場合は、加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ○次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) ○若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)																					
合 計			57.5																						

(工事監理業務の場合の設定例)

※1 資格評価表

分担業務分野	評価する技術者資格
総合・構造	①一級建築士 ②二級建築士 ③その他の資格
電気	①建築設備士、技術士、一級建築士 ②1級電気工事施工管理技士、電気主任技術者 ③2級電気工事施工管理技士、その他の資格
機械	①建築設備士、技術士、二級建築士 ②1級管工事施工管理技士 ③2級管工事施工管理技士、その他の資格

※2 当該期間に、産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。

※3 優良業務表彰等

優良業務表彰（発注業務に対するもの。従事した全ての管理・主任担当技術者が評価の対象）

発注機関		評価対象とする表彰
		表彰主体
①	国土交通省大臣官房官庁営繕部	官庁営繕部長
②	国土交通省北海道開発局 国土交通省東北地方整備局 国土交通省関東地方整備局 国土交通省北陸地方整備局 国土交通省中部地方整備局 国土交通省近畿地方整備局 国土交通省中国地方整備局 国土交通省四国地方整備局 国土交通省九州地方整備局 内閣府沖縄総合事務局	局長、部長、整備課長、保全指導・監督室長、事務所長 局長、部長、事務所長

優秀技術者表彰

発注機関		評価対象とする表彰
		表彰主体
①	国土交通省大臣官房官庁営繕部	官庁営繕部長
②	国土交通省北海道開発局 国土交通省東北地方整備局 国土交通省関東地方整備局 国土交通省北陸地方整備局 国土交通省中部地方整備局 国土交通省近畿地方整備局 国土交通省中国地方整備局 国土交通省四国地方整備局 国土交通省九州地方整備局 内閣府沖縄総合事務局	局長、部長、整備課長、保全指導・監督室長、事務所長 局長、部長、事務所長

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者表彰

表彰主体	評価対象とする表彰
① 国土交通省	国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞

「インフラDX大賞（令和3年度以前は「i-Construction大賞）」における「工事・業務部門」の受賞

表彰主体	評価対象とする表彰
① 国土交通省	国土交通大臣賞、優秀賞

（注1）評価のウェイトは、「資格、技術力」：「業務実施方針（技術提案）」を概ね35:20を目安に適宜設定する。

総合評価落札方式(簡易型)の入札段階における評価基準及び得点配分の設定例

＜調査検討業務の場合＞

- ①評価のウェイトにおいて、評価項目の「資格及び技術力」(客観点)と「業務実施方針及び手法」(主観点)の割合は、27:20を原則とする。
- ②当該案件の業務特性を考慮した評価のウェイトを設定する。
- ③指名段階の評価項目は「資格」、「同種又は類似業務の実績」、「成績評価」とし、評価のウェイトは入札段階の当該評価項目のウェイトと同一とする。

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		評価方法		
	判断基準		小計				
資格	管理担当者及び主任担当者の資格	管理担当者		2.0	管理担当者及び主任担当者について、資格の内容を資格評価表(業務内容に応じ設定する)の①～③のいずれかであるかにより評価点(1.0～0.2)を決定し、ウェイトを乗じる。 ①に該当する資格→1.0 ②に該当する資格→0.4 ③に該当する資格→0.2 × ウェイト		
		主任担当者	分担業務①	2.0			
			分担業務②	2.0			
技術力	平成23年4月1日から申請書及び資料の提出日まで(※1)に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績(実績の有無及び携わった立場) 【注1:海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績についても評価対象とすること】	管理担当者		6.0	管理担当者及び主任担当者ごとの業務経験に(イ)同種又は類似による評価点(1.0)、(ロ)携わった立場(管理担当者、主任担当者、担当者又はそれぞれに準じる立場)の別による評価点(1.0～0.25)を決定し、ウェイトを乗じる。ただし、同種と類似の評価点に差をつけることが適切と考えられる場合は、それぞれの評価点を(1.0)、(0.5)とすることができるものとする。 ○管理担当者の場合 (イ)実績が同種業務又は類似業務 →1.0 ×(ロ)立場が管理担当者 →1.0 主任担当者 →0.5 担当者 →0.25 × ウェイト ○主任担当者の場合 (イ)実績が同種業務又は類似業務 →1.0 ×(ロ)立場が管理技術者 →1.0 主任担当技術者 →1.0 担当技術者 →0.5 × ウェイト		
		主任担当者	分担業務①	3.0			
			分担業務②	3.0			
		令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(※1)に契約履行が完了した国土交通省等実施の調査検討業務(※2)の成績評価(複数の実績がある場合は、各実績の成績評価点の平均)	管理担当者			3.0	管理担当者及び主任担当者ごとに、管理担当者又は主任担当者として携わった業務の業務評定点の平均により評価点(1.0～1.0)を決定し、ウェイトを乗じる。 ① 業務成績が80点以上 → 1.0 ② 業務成績が75点以上80点未満 → 0.5 ③ 業務成績が70点以上75点未満 → 0.25 ④ 業務成績が65点以上70点未満 → 0 ⑤ 業務成績が65点未満 → -1.0 ⑥ 業務実績がない → 0 × ウェイト
			主任担当者	分担業務①		1.5	
				分担業務②		1.5	
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで(※1)に契約履行が完了した業務における、以下の表彰の受賞実績(評価対象等は※3を参照) ・優良業務表彰または優秀技術者表彰(国土交通省等発注の調査検討業務(※2)に限る) ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者表彰 ・「インフラDX大賞(令和3年度以前は「i-Construction大賞)」における「工事・業務部門」の受賞	管理担当者		1.4	担当者ごとの実績に(a)表彰実績評価表による評価点(1.0～0.5)、(b)当該業務における立場(管理担当者、主任担当者)の別による評価点(1.0～0.5)を決定し、ウェイトを乗じる。 ○今回業務において管理担当者の場合 (a)実績が①に該当する実績→1.0 ×(b)立場が管理担当者 →1.0 ②に該当する実績→0.5 主任担当者 →0.5 (主たる分担業務分野での実績に限る) × ウェイト ○今回業務において主任担当者の場合 (a)実績が①に該当する実績→1.0 ×(b)立場が管理担当者 →1.0 ②に該当する実績→0.5 主任担当者 →1.0 (今回業務の主任担当者と同種業務分野が同等のものを含む実績に限る) × ウェイト			
	主任担当者	分担業務①	0.8				
		分担業務②	0.8				
業務実施方針及び手法(評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリング総合的に判断を行う。)	業務の理解度及び取組意欲	業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。		10.0	業務の実施方針を各選定委員が5段階で評価した評価点の平均にウェイトを乗じる。 ○業務の理解度・取組意欲 ○業務の実施方針 極めて良好 →1.0 極めて高い →1.0 良好 →0.8 高い →0.8 普通 →0.6 普通 →0.6 やや不十分 →0.4 やや低い →0.4 不十分 →0.0 低い →0.0 委員合計 委員合計		
	業務の実施方針	業務への取組体制、特に重視する業務上の考慮事項等について(たく)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。					

		10.0	20.0	× ウェイト 委員数	× ウェイト 委員数
賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等	2.0			以下のいずれかに該当する場合は、加点する。 (1) 令和8年度4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年【対象案件の契約予定日が令和9年1月以降となる場合は令和9年とする】(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業※1】 (2) 令和8年度4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年【対象案件の契約予定日が令和9年1月以降となる場合は令和9年とする】(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等※1】 ※1「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」は「中小企業等」以外の者のことをいう。
	賃上げ基準に達していない場合等	-3.0	2.0		前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を意図的に逸脱したとして、別途、契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、本入札に参加した場合は、減点する。
その他	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。	0.5 ※共同企業体は代表又は構成員のいずれかが認定を受けている場合	0.5		以下のいずれかの認定を受けている場合は、加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ○次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) ○若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)
合計			49.5		

- ※1 当該期間に、産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。
- ※2 国土交通省等発注の調査検討業務: 国土交通省大臣官房官庁営繕部長、国土交通省各地方整備局長、国土交通省各地方整備局営繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は内閣府沖縄総合事務局開発建設部長が発注した調査検討業務のうち、調査職員が国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省各地方整備局営繕部、国土交通省各地方整備局営繕事務所、北海道開発局営繕部若しくは内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課又は営繕監督保全室の職員であったもの。
- ※3 優良業務表彰等

優良業務表彰(発注業務に対するもの。従事した全ての管理・主任担当技術者が評価の対象)

発注機関		評価対象とする表彰
		表彰主体
①	国土交通省大臣官房官庁営繕部	官庁営繕部長
②	国土交通省北海道開発局 国土交通省東北地方整備局 国土交通省関東地方整備局 国土交通省北陸地方整備局 国土交通省中部地方整備局 国土交通省近畿地方整備局 国土交通省中国地方整備局 国土交通省四国地方整備局 国土交通省九州地方整備局 内閣府沖縄総合事務局	局長、部長、整備課長、保全指導・監督室長、事務所長
		局長、部長、事務所長

優秀技術者表彰

発注機関		評価対象とする表彰
		表彰主体
①	国土交通省大臣官房官庁営繕部	官庁営繕部長
②	国土交通省北海道開発局 国土交通省東北地方整備局 国土交通省関東地方整備局 国土交通省北陸地方整備局 国土交通省中部地方整備局 国土交通省近畿地方整備局 国土交通省中国地方整備局 国土交通省四国地方整備局 国土交通省九州地方整備局 内閣府沖縄総合事務局	局長、部長、整備課長、保全指導・監督室長、事務所長
		局長、部長、事務所長

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者表彰

表彰主体		評価対象とする表彰
①	国土交通省	国土交通大臣賞、国土交通大臣奨励賞

「インフラDX大賞(令和3年度以前は「i-Construction大賞」)における「工事・業務部門」の受賞

表彰主体		評価対象とする表彰
①	国土交通省	国土交通大臣賞、優秀賞

総合評価落札方式(簡易型)の入札段階における評価基準及び得点配分の設定例 ＜敷地調査業務の場合＞

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		評価方法
		判断基準		小計	
主任技術者の経験及び能力	専門分野の技術者資格	主任技術者	6.0	6.0	以下の項目で評価する。 ①技術士 ・総合技術監理部門（選択科目を「建設-土質及び基礎」、又は「応用理学-地質」） ・建設部門（選択科目を「土質及び基礎」） ・応用理学部門（選択科目を「地質」） ②国土交通省登録技術者資格（施設分野：地質・土質—業務：調査） ③土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級：資格分野を「地盤・基礎」） ①に該当する資格→ 6.0 ②に該当する資格→ 4.0 ③に該当する資格→ 2.0
	平成28年4月1日から申請書及び資料の提出日（令和〇年〇月〇日）まで（※1）に契約履行が完了した業務の同種又は類似業務の実績 【注1：海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度についても評価対象とすること】	主任技術者	13.0	13.0	以下の項目で評価する。 ①同種業務の実績を有する者 ②類似業務の実績を有する者 ①に該当する場合→ 13.0 ②に該当する場合→ 7.0
	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで（※1）に契約履行が完了した国土交通省等発注業務（地質調査業務に限る）の成績評価	主任技術者	25.0	25.0	平均技術者評定点を以下の項目で評価する。この場合、平均技術者評定点はテクリスに登録されている業務成績評定による。 ① 80点以上 ② 79点以上80点未満 ③ 78点以上79点未満 ④ 77点以上78点未満 ⑤ 76点以上77点未満 ⑥ 60点以上76点未満 ①に該当する場合→ 25.0 ②に該当する場合→ 20.0 ③に該当する場合→ 15.0 ④に該当する場合→ 10.0 ⑤に該当する場合→ 5.0 ⑥に該当する場合→ 0.0
			-6.0	-	令和7年度（※1）に完了した業務について、国土交通省等発注業務（地質調査業務に限る）の技術者評定点に60点未満がある場合は評定点を減ずる。なお、職務上従事した立場は、主任技術者又は担当技術者とする。
	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで（※1）に契約履行が完了した業務における、以下の表彰の受賞実績（評価対象等は※2を参照） ・優良業務表彰または優秀技術者表彰 ・「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者表彰 ・「インフラDX大賞（令和3年度以前は「I-Construction大賞）」における「工事・業務部門」の受賞	主任技術者	5.0	5.0	表彰等の実績がある者を以下の項目で評価する。なお、評価対象業務の業種区分は地質調査業務に限る。 ①に該当する場合→ 5.0 ②に該当する場合→ 3.0
	CPD取得単位の状況	主任技術者	1.0	1.0	CPDの取得状況について、以下の項目で評価する。 ①建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育（CPD）の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている者 ②上記以外 ①に該当する場合→ 1.0 ②に該当する場合→ 0.0

実施方針・実施フロー・工程計画・その他	業務の理解度 (課題、着目理由)	業務を履行するうえでの課題及びその理由が適切であり、業務目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 なお、課題については、最も重要と考えられるものを1項目記載することとし、2項目以上記載した場合、又は複数の課題を1項目として記載した場合は、加算しない。	15.0	50.0	技術提案書の内容及びヒアリングの結果から各選定委員が評価した平均により評価点を決定し、ウェイトを乗じる。
	対応方針	課題、着目理由を踏まえ、適切な対応方針が記載されており、本業務の履行にあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	15.0		
	業務フロー	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10.0		
	工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10.0		
賃上げの実施に関する評価	賃上げの実施を表明した企業等		4.0	4.0	以下のいずれかに該当する場合は、加算する。 (1)令和8年度4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年【対象案件の契約予定日が令和9年1月以降となる場合は令和9年とする】(暦年)において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【大企業※1】 (2)令和8年度4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年【対象案件の契約予定日が令和9年1月以降となる場合は令和9年とする】(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。【中小企業等※1】 ※1「中小企業等」とは、法人税法第6条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第5項に該当するものは除く。「大企業」は「中小企業等」以外の者のことをいう。
	賃上げ基準に達していない場合等		-5.0	-	前事業年度(又は前年)において賃上げ実施を表明し加算措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を意図的に逸脱したとして、別途、契約担当官等から通知された減点措置の期間内に、本入札に参加した場合は、減点する。
その他	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。	0.5 ※共同企業体は代表又は構成員のいずれかが認定を受けている場合	0.5	0.5	以下のいずれかの認定を受けている場合は、加算する。 ○女性活躍推進法に基づく認定(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ○次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)認定企業) ○若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)
合 計			104.5		

(地質調査業務の場合の設定例)

※1 当該期間に、産前産後休業(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定による休業)、育児休業(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する休業)及び介護休業(同条第2号に規定する休業)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。

※2 優良業務表彰等

優良業務表彰(発注業務に対するもの。テクリスに登録されている主任技術者・担当技術者が評価の対象)

発注機関		評価対象とする表彰
		表彰主体
①	国土交通省大臣官房官庁営繕部	官庁営繕部長

優秀技術者表彰

発注機関		評価対象とする表彰
		表彰主体
①	国土交通省大臣官房官庁営繕部	官庁営繕部長

「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者表彰

表彰主体		評価対象とする表彰
①	国土交通省	国土交通大臣賞

②	国土交通省	国土交通大臣奨励賞
---	-------	-----------

「インフラDX大賞（令和3年度以前は「i-Construction大賞）」における「工事・業務部門」の受賞

表彰主体		評価対象とする表彰
①	国土交通省	国土交通大臣賞、優秀賞

（注1）評価のウェイトは、「主任技術者の経験及び能力」：「業務実施方針・実施フロー・工程計画・その他」を概ね50:50を目安に適宜設定する。